

## 第13章 環境影響評価準備書についての意見と 都市計画決定権者の見解



## 第13章 環境影響評価準備書についての意見と都市計画決定権者の見解

### 13.1 準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十八条第一項に基づく環境影響評価準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解を表 13.1-1 に示します。

表13.1-1(1) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の環境影響予測における最も基本的な予測条件は交通量である。しかし本計画においてはこの予測交通量が明らかにされないまま、手続きが進められてきた。本準備書においてはじめて一般部、専用部それぞれ一日、3万台～3万5000台という数値が示されたが、この予測交通量がどこまで根拠があるかについての議論の過程は明らかにされていない。既存の国道464号の交通量が2万台程度であることを考えると、道路計画の前提として大規模な開発計画、特に物流施設などの進出があると考えなければならない。これらが明らかでないまま環境影響評価をすることは予測評価の信頼性を根本から失わせるものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画交通量の算出方法については、準備書第3章事業特性及び準備書資料編第1章共通事項に記載のとおりです。</li> <li>計画交通量の推計に用いた将来の自動車ODや推計手法については、本事業のみならず、他の都市計画道路事業においても用いられているとともに、インターチェンジの位置などの計画、周辺地域の社会状況等を踏まえ、計画交通量を推計した上で、予測及び評価しました。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画案は構想段階評価を経て作られたものとされているが、構想段階評価においては複数案から、環境面からどのような計画が望ましいかが検討されたうえ計画案がつくられなければならないが、そうした検討がなされていない。</li> <li>特に、一般国道に加え自動車専用道路を併設することの是非については、環境面からの検討結果を踏まえたものでなければならないと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数案を設定しない理由については、平成30年1月に公表した配慮書に示したとおりです。</li> <li>また、これまで北千葉道路周辺地域の課題や求められる機能、道路構造等については、千葉県・沿線市・国等の関係機関で構成する北千葉道路連絡調整会議等で検討してきた結果、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化や周辺道路の渋滞緩和、災害等の緊急輸送ネットワークの強化を図るために、専用部（自動車専用道路）と一般部（一般国道）の併設が必要と考えています。</li> <li>なお、本事業の環境影響評価については、全ての項目で、必要な環境保全措置を実施することなどにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り、回避又は低減されているものと考えています。</li> </ul>

表13.1-1(2) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画路線の多くの区間が市街化調整区域であるが、それぞれの区域が市街化調整区域となっているのには理由があり、市街化を抑制する目的があるはずである。それらの中には緑地の保全、保水機能としての役割などがあり、こうした市街化調整区域の機能から見た環境影響評価を行うべきである。</li> <li>道路が路線および周辺地域の保水機能、治水面へ及ぼす影響を予測評価すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域及び市街化調整区域の土地利用方針など将来の都市計画の方針については、県が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や沿線市が策定する都市計画マスタープランに位置づけられており、本事業は、平成30年1月に公表した構想段階評価書に示したとおり、沿線市の都市計画マスタープラン等に位置づけられていることから、沿線市のまちづくりとの整合性は図られているものと考えています。</li> <li>また、環境影響評価の項目については、平成30年8月に公表した方法書に示したとおり、国土交通省令等を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性、地域特性及び専門家等による技術的助言を踏まえて検討し、動植物や生態系の自然環境、大気質や騒音などの生活環境に関する計14項目を選定しており、その予測及び評価結果については、準備書に示すとおりです。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>北千葉道路建設により環境に与える影響は甚大なものであり、多くの貴重な動植物の生態系を消滅させ、さらなる自然環境の悪化を招くことは本調査準備書からも明らかである。さらにそれは自然に住む野生の動植物だけでなく、私たち人間への悪影響も大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の環境影響評価については、動植物や生態系の自然環境、大気質や騒音などの生活環境に関する計14項目の環境要素について調査、予測及び評価しました。</li> <li>この結果、全ての項目で、必要な環境保全措置を実施することなどにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内ができる限り、回避又は低減されているものと考えています。</li> <li>なお、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な措置を講じます。</li> </ul>
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測に用いられているプルーム式、パフ式は平坦な地形において用いるべきものであるが、計画路線には低地と台地が交互に繰り返される複雑な地形である区間があり、こうした地域は地形を考慮した、数値解析の手法を組み合わせ検証すべきである。本来は単純な式であるプルーム式、パフ式の予測式に多数の複雑なパラメーターが含まれていることは、このモデルの適用範囲を超えたものであることをごまかす手法である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プルーム式は、有風時に風下に向かって連続して拡散される状態の汚染物質濃度の予測値を求めるのに適しており、パフ式は、弱風時の汚染物質の濃度の空間分布を求めるのに適しています。</li> <li>両方の式は、広範囲にわたって適用可能で、汎用性があり、他の手法に比べて十分に検証された手法であり、科学的知見に基づき、最適な予測手法として技術的に確立されているため適用しました。</li> </ul>

表13.1-1(3) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画が物流施設などの周辺開発を前提としていることを考えると、大型車の混入率を国道6号や14号などの平均より算出するのは適切ではない。そもそも大型車混入率は、北千葉道路の予測交通量を導くにあたり、開発計画を考慮したものであれば予測交通量とともに適切に予測できるものである。合理的な値としては外環道と同じレベルの40%程度と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型車混入率の設定については、本事業は、東葛地域および北総地域の東西方向の骨格となる道路である点を考慮し、一般国道6号、一般国道14号、一般国道16号の交通量をもとに設定しました。</li> </ul>
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測ではバックグラウンドを現在の値に固定しているが、道路が供用されると周辺地域に徐々に汚染大気が蓄積し、供用年数とともにバックグラウンド濃度そのものが上昇する。こうした長期にわたる環境変化を予測評価に含めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素、浮遊粒子状物質等については大気中に排出後に速やかに移流し拡散され、徐々に沈降・沈着等により大気中から消滅するため、「道路が供用されると周辺地域に徐々に汚染大気が蓄積し、供用年数とともにバックグラウンド濃度そのものが上昇する」という現象は発生しないと考えられています。</li> <li>また、準備書第4章地域特性に示すとおり、大気質の項目において予測及び評価した二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれの物質も、周辺の測定局（一般局、自排局）の経年変化も、横ばいもしくは減少傾向にあります。</li> <li>バックグラウンド濃度については、現地調査等により得られた結果を用いて、供用後の影響について、適切に予測及び評価しました。</li> </ul>
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路周辺の開発計画を明らかにし、それらの影響を含めた予測評価でなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測及び評価の条件の一つである計画交通量の算出方法については、準備書第3章事業特性及び準備書資料編第1章共通事項に示すとおりですが、周辺地域の社会状況等を踏まえ、計画交通量を推計した上で、予測及び評価しました。</li> </ul>
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中はもちろん、道路建設完了後は恒常に車が通り必ず大気が汚染される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.1大気質に示すとおり、供用後及び工事中の影響について調査、予測及び評価しました。</li> <li>計画路線は、道路の計画段階において集落及び市街地をできる限り回避した計画としており、供用後の影響については、環境基準を下回り影響が極めて小さいと考えていること、工事の実施の影響については、環境保全措置として、「工事用車両の分散」などを実施することにより、環境影響のできる限り回避又は低減を図ることとしています。</li> </ul>

表13.1-1(4) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質・騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気ガス、騒音等で完成前後の測定比較が重要と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質や騒音等については、現地調査等を行った上で、供用後の影響について、予測及び評価しました。</li> <li>完成後の調査については、予測及び環境保全措置の効果の不確実性は小さいものと考えられることから、事後調査は実施しないこととしています。</li> <li>なお、予測及び評価の結果、「遮音壁の設置」などを実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内ができる限り、回避又は低減されているものと考えています。</li> <li>また、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な措置を講じます。</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測の不確実性がないことから事後調査は考えていないとのことですですが、夜間の騒音が規制基準又は要請限度と同程度であるため、周辺住民の住環境には一定の影響が出ることが懸念されます。</li> <li>そのため事後調査又は自主的なモニタリングにより、予測結果との整合性を担保しておくことが大切だと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音については、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、確立した手法により予測及び環境保全措置の検討を行っており、予測及び効果の不確実性が小さいものと考えられることから、事後調査は実施しないこととしています。</li> <li>なお、計画路線は新設されるものであるため、自動車の走行に伴い騒音が新たに発生しますが、計画路線は道路の計画段階において集落及び市街地をできる限り回避した計画としており、基準値を超えると予測される箇所については、計画路線において、「遮音壁の設置」などを実施することにより、環境負荷を低減することとしています。さらに、「排水性舗装の敷設」を実施することにより、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> <li>なお、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な措置を講じます。</li> </ul>

表13.1-1(5) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測値は極めて高い値になっている。防音壁を設けることによって幹線道路近傍域の緩和された環境基準値をぎりぎりでクリアできるとしているが、住民の受忍限度については昼間屋外で 65dB、夜間室内で 40dB とした、国道 43 号線最高裁判決、国道 2 号線広島高裁判決があり、最低でもこれらをクリアすべきであり、稻越地域のような住居専用地域においては屋外で昼間 60dB、夜間 55dB を達成すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該判決については、個別の道路に対する判決と考えています。</li> <li>準備書第 10 章 10.2 自動車の走行に係る騒音に示すとおり、整合を図るべき基準としては、国土交通省令に基づいて「騒音に係る環境基準」を設定しました。</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>車が通れば騒音が発生し防音壁などの対応はされても完全に音を消すことはできない。特に交差点、インターなどは完璧に覆うことはできないので、特に発車の時のエンジン音などが多く発生すると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第 10 章 10.2 騒音に示すとおり、基準値を超過すると予測される箇所については、「遮音壁の設置」などを実施することにより、環境負荷を低減しています。さらに、「排水性舗装の敷設」を実施することにより、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> <li>なお、交差点やインター・エンジ部等における遮音壁の高さや設置範囲、構造等の環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、本環境影響評価の結果に基づき、土地利用状況、住居等の立地状況を踏まえながら、適切に検討します。</li> </ul>
騒音・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>防音壁は騒音を低減するためには一定の効果があるが、景観の悪化や、地域分断を大きくする。したがって防音壁の設置については何通りかの案を比較し、周辺住民の意見を聞くべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第 10 章 10.2 騒音に示すとおり、基準値を超過すると予測される箇所については、「遮音壁の設置」などを実施することにより、環境負荷を低減することとしています。</li> <li>また、準備書第 10 章 10.12 景観に示すとおり、遮音壁の設置を踏まえた予測及び評価した結果、「構造物の形式、デザイン、色彩の配慮」を実施することにより、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> <li>事業実施段階において、環境保全措置の具体化にあたっては、本環境影響評価の結果に基づき、土地利用状況、住居等の立地状況を踏まえながら、適切に検討するとともに、地域住民への十分な説明等に努めます。</li> <li>なお、地域分断については、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象となっていませんが、北千葉道路と立体交差する橋梁や副道を設けるなど、主要な市道の平面交差点と併せて、地域分断がおこらないようできる限り配慮しています。</li> </ul>

表13.1-1(6) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音・振動	・小室町周辺特に北側の16号を挟んだ東西には住宅が密集しています。全線開通後は現在の交通量より大幅に増加すると思われますので防音壁や騒音、振動の対策等周辺住民には特に十分な説明、意向の確認を行ってほしい。	・騒音や振動については、全線開通時の将来の交通量を用いて予測しており、小室町周辺においても、基準値を超過すると予測される箇所については、「遮音壁の設置」などを実施することにより、環境負荷を低減することとしています。 ・また、事業実施段階において、環境保全措置の具体化にあたっては、本環境影響評価の結果に基づき、土地利用状況、住居等の立地状況を踏まえながら、適切に検討するとともに、地域住民への十分な説明に努めます。
振動	・振動に関しては夜間の大型車通行時が特に問題であり、大型車混入率を低く抑えた予測では適切な評価はできない。	・大型車混入率の設定については、本事業は、東葛地域および北総地域の東西方向の骨格となる道路である点を考慮し、一般国道6号、一般国道14号、一般国道16号の交通量をもとに設定し、予測及び評価しました。
水質・水文環境	・鎌ヶ谷市地区公園（栗野の森）について、市管理の大津川水路が流れ、かつて水源は市中央児童センター当たりと白戸病院当たりにありました。今でも公園内の3面張り水路の底や側壁から水が湧き出ているところがいくつかの個所で見ることができます。 この水路全般がなぜ調査対象になっていないのでしょうか。	・準備書第10章10.6水文環境に示すとおり、地下水の変動等の影響を受けるおそれがあると認められる地域のうち、地下水の状況を的確に把握できる地点を調査地点として選定しており、栗野の森周辺では、地下構造物の設置は予定しておらず、地下水への影響を受けるおそれがないため、当該水路は選定していません。 ・また、準備書第10章10.5水質に示すとおり、排水先となる可能性があり、かつ工事の実施に伴い水の濁りのおそれがあると認められる河川を対象としており、当該水路は、排水先として予定していないため、選定していません。

表13.1-1(7) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
水質・水文環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質(水の濁り)については、調査したとあります。北千葉道路の通る箇所やその周辺における家庭用や農業用の水の水質(水の濁り)を調査していません。</li> <li>北千葉道路の通る箇所やその周辺における家庭用や農業用の水の水質(水の濁り)もきちんと調査することは当然の義務です。農家は、家庭用や農業用の水を井戸水に頼っている人も多いです。農業用の水は、井戸水にするのが現実的で一般的でもあります。野菜や果樹などは、食べ物ですから、水質が悪化したら食の安全にも関わります。我が家でも、飲用、洗濯や食器洗い、調理用、お風呂などにも井戸水を利用しています。水質が悪化したら生活が成り立ちません。井戸水が減少したり、井戸水の水質が悪化したりする可能性のある北千葉道路はやめてください。</li> <li>北総線の大町駅付近にある鎮守の森にある集会所の井戸や弁天池について、水質(水の濁り)を調査していません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.5水質に示すとおり、排水先となる可能性があり、かつ工事の実施に伴い水の濁りのおそれがあると認められる河川を対象として、調査、予測及び評価しました。</li> <li>この結果、水の濁りの発生が予測されるため、公共用水域(河川)へ排水する際には、「仮設沈砂池の設置」などを実施することにより、環境影響のできる限り回避又は低減を図ることとしています。</li> <li>なお、弁天池は、排水先として予定していないため、選定していません。</li> <li>井戸水の減少については、地下水の変動が影響すると考えられることから、準備書第10章10.6水文環境に示すとおり、調査、予測及び評価しました。</li> <li>この結果、鎮守の森にある集会所の井戸などの地下水の変動が予測されるため、「復水工法の採用」などを実施することにより、環境負荷を低減することとしています。</li> </ul>
水文環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下への埋設工事の場合、地下水の流れをせき止め、地盤沈下、地下水の汚染などの影響が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.6水文環境及び10.7地盤に示すとおり、工事の実施等により地下水及び地盤への影響が考えられることから、環境保全措置として「復水工法の採用」などを実施することにより、環境負荷を低減することとしています。</li> <li>また、現時点では地盤改良工事は想定しておらず、今後の検討において、地盤改良工事を行う場合においても、関係法令等に基づき適切に実施することで、地下水汚染のおそれはありません。</li> <li>なお、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な措置を講じます。</li> </ul>

表13.1-1(8) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
水文環境・人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>北総線の大町駅付近にある弁天池は、昔は、地下水が滾々と沸いていたそうですが、近所にゴルフ場ができてから、時々干上がるようになりました。夏場はカンカン照りが続くと干上がってしまいます。弁天池がなくなったら、弁天池ではなくなります。弁天池には、メダカ、カエル・オタマジャクシ、ザリガニ、亀、鯉などが住んでおり、子どもたちがザリガニ釣りや水遊びができる大切な場所です。北千葉道路ができたら、それが奪われてしまう可能性が高いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.6水文環境に示すとおり、工事の実施等により地下水への影響が考えられることから、「復水工法の採用」などを実施することにより、環境負荷を低減することとしています。</li> <li>また、弁天池は、事業実施区域から離れており、地形の改変は予定していません。</li> </ul>
日照・動物・植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌ヶ谷市栗野地区では5時間の日照障害が発生すると記載されていますが、栗野の森の南側の敷地境界では現464号線の橋梁高架部と地表部で長きに渡り接しています。さらにその上を専用部が高架で走行することになりますと、森に落とす影は今以上に北側奥深くまで、そして日影時間も5時間以上となり、多くの動植物に影響がないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.8日照阻害に示すとおり、「予測地点4 鎌ヶ谷市栗野」の予測結果は、住居等の保全対象に対する影響が大きい、東武野田線よりも西側の予測結果を示しています。</li> <li>また、栗野の森付近では、専用部は現464号の橋梁の内側に整備されるため、森の中への新たな日影は生じません。</li> </ul>
動物・植物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画路線の大町地区西側の谷津には良好な緑地が残されている。道路がこれらを大きく減らし、周辺の緑地にも大きく影響を及ぼすと予測される。この地域の緑地保全については、しっかりとした現地調査を踏まえた適切な判断が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.9動物、10.10植物、10.11生態系に示すとおり、大町地区西側の谷津でも現地調査等を行った上で、予測及び評価しました。</li> <li>計画路線は新設されるものであるため、重要な動物の生息地等の改変が生じますが、改変が可能な限り小さくなるよう配慮した計画としており、環境保全措置として、工事の実施の影響については、「工事工程の配慮及び段階的な土地の改変」及び「移植（代償措置）」など、道路の存在の影響については、「照明の漏れ出しの抑制」などを実施することにより、環境影響のできる限り回避又は低減を図ることとしています。</li> </ul>

表13.1-1(9) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物・植物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心に近いこの地域一帯に生態系の頂点に君臨するオオタカをはじめ、貴重な動植物が残る樹林地などの環境が少なからず残っていることに驚いた。この地域に地上、地下含めた合計8車線の北千葉道路を建設することは、生態系に与える影響が甚大である。それら動植物の生育する場所に建設される場合、動植物が生存することは厳しく、減少する可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.9動物、10.10植物、10.11生態系に示すとおり、重要な動物の生息地等の改変が生じますが、計画路線の位置は、集落及び市街地を回避しながら、河川や樹林など重要な動物の生息地等の改変が可能な限り小さくなるよう配慮した計画としており、環境保全措置として、「工事工程の配慮及び段階的な土地の改変」等を実施することにより、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> <li>なお、オオタカや移植を実施する重要な種については、保全措置の内容をより詳細なものにするため、事後調査を実施します。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在北千葉道路建設予定地は放置された草木で景観を損ねています。小室周辺は昔、見晴らしの良い景色が広がっていたので景観も考慮してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.12景観に示すとおり、環境保全措置として、「のり面等の緑化」などを実施することで、周辺景観に調和などを図ることとしています。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架橋は景観上又南北地域差の壁になりさまざまな利害をもたらすものと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.12景観に示すとおり、高架橋区間については、環境保全措置として、「構造物（橋梁等）の形式、デザイン、色彩の配慮」を実施することにより、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>北千葉道路高架橋による景観変化イメージ図の中に大町小学校前の予測を行ったケースがありましたが、主要幹線道路である県道8号線を横断する場合のイメージ写真及び図を提示して下さい。</li> <li>特に鎌ヶ谷北部の自然景観が無くなる。</li> <li>新京成電鉄くぬぎ山車庫あたりでは、新京成線を乗り越える高架橋がどのように見えますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.12景観に示すとおり、大町小学校前など、計画路線が視認できる不特定かつ多数の者が利用している場所から眺望される景観資源があり、また、変化が生じると想定される地点を予測地点として選定しました。</li> <li>県道8号線周辺やくぬぎ山車庫周辺については、計画路線が視認できる場所から眺望される景観資源が存在しないことから、選定していません。</li> <li>なお、「構造物（橋梁等）の形式、デザイン、色彩の配慮」等の環境保全措置については、予測地点だけでなく、景観の構成に変化が生じるおそれのある箇所で実施ことにより、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> </ul>

表13.1-1(10) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>野田線を挟んだ東西では、一般走行部の副道を、「U字型」に廻してしていますが、そのために副線が地盤面としますと、その上に一般部が高架で、更にその上の高架部に専用部という高架部が2段となりませんか。新鎌ヶ谷ふれあい公園からのフォトモンタージュでは専用部の1段だけが描かれていますが、野田線からの距離関係から推し量りますと、この立脚点からでも高い2段の構成で見えてきませんか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.12景観に示すとおり、計画路線の詳細な道路構造等を踏まえ、計画路線完成後の予想図を再現し、適切に実施しています。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>巨大な道路が地上を走ることになり、景観に与える悪影響は必至である。色などを合わせるなどの対策はその場しのぎである。今まで緑が生い茂っていたところに巨大な人工物があればそれは心理的圧迫感、ストレスを引き起こす要因となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.12景観に示すとおり、計画路線は新設されるものであるため、道路の存在に伴い眺望景観の変化が新たに生じますが、計画段階において、改変量を極力抑えた計画としており、環境保全措置として、「構造物（橋梁等）の形式、デザイン、色彩の配慮」の他、「地形改変の最小化」や「のり面等の緑化」などを実施することにより、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> </ul>
景観・人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>現464号線を挟んだ市制記念公園側の歩道から栗野の森を眺めると、ちょうど目線で樹冠が見られ、また見上げてもみられるという絶好のロケーションにあります。ところが専用部が高架となると、この得難い景観・眺望は影に隠れて見ることが出来なくなってしまいます。なぜ景観の評価対象になっていないのでしょうか。また、市道2130号線を南側へ足を進めて行きますと、現464号線の橋梁部では2段の高架となって見えてきませんか。</li> <li>栗野の森の中の観察路から見る樹間に専用部の橋脚が視界に入ってくる。散策路である市道2130号線からは、はっきりと現橋梁の上に重なる2段となった道路が見えできます。これらの調査はどのようにになっているのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.12景観に示すとおり、当該地周辺においては、主要な眺望点である市制記念公園の視点場からの眺望景観を調査しましたが、栗野の森等の景観資源を視認することができず、また計画路線を可視することができないことから、予測地点として選定していません。</li> <li>なお、「構造物（橋梁等）の形式、デザイン、色彩の配慮」等の環境保全措置については、予測地点だけでなく、景観の構成に変化が生じるおそれのある箇所で実施し、環境影響のできる限り低減を図ることとしています。</li> <li>また、準備書第10章10.13人と自然との触れ合いの活動の場に示すとおり、市制記念公園及び栗野地区公園での調査、予測及び評価しましたが、利用性の変化や快適性の変化が生じるおそれはないものと考えています。</li> </ul>

表13.1-1(11) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場については、「道路の存在による活動内容への影響が考えられる」ともあります。それなのに、ほんの一部の公園や池しか調査していません。私のところは、観光農園・体験農園として、たくさん的人が自然と触れ合いにいらしてくださいます。子どもに、土を触れてあげたい、虫を捕らせてあげたい、と都会から来られる方も大勢いらっしゃいます。北千葉道路ができてしまったら、うちの体験農園はそのすべてが奪われることになり、私が生活の糧を失うだけでなく、このような色々な人たちが自然と触れ合える場所がなくなってしまいます。どうか、大勢の方がせっかく見つけられたこの場所を奪わないでください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書第10章10.13人と自然との触れ合いの活動の場に示すとおり、調査地点は、調査地域である計画路線から500m程度の範囲のうち、人と自然との触れ合いの活動の場に供せられる施設又は場が存在する地点や計画路線に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するための地点を選定しています。</li> <li>なお、主要な人と自然との触れ合いの活動の場とは、不特定かつ多数のものが利用している人と自然との触れ合いの活動の場と定義しており、準備書第4章地域特性に示すとおり、沿線市のホームページなどで掲載されている施設等から選定しています。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>東西に走る北千葉道路が市を南北に分断する原案は市民生活にどのようなリスクを与えるか調査願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域分断については、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象となっていますが、国県道や主要な市道に平面交差点を設けるとともに、沿道アクセスのために設ける副道について、南北に行き来できる箇所を設けたり、歩行者などの横断については、必要に応じて立体横断施設を計画するなど、地域分断がおこらないようできる限り配慮しています。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>分断による交通環境の変化として船橋我孫子バイパスに向かう市内の東西通行車両の流れの変化を調査して下さい。また社会的状況として北千葉道路の北側に消防署があり、県道8号線を分断することで緊急活動の妨げになると思われるが調査して下さい。</li> <li>県道8号線も信号機を設置し交通の安全や円滑の観点からも付けて下さい。遮断でなく、車の通行出来る様に考えて頂きたく思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画交通量については、準備書第3章事業特性及び準備書資料編第1章共通事項に示すとおり、平面交差点の位置等の計画、周辺地域の社会状況及び将来の道路ネットワーク等を踏まえ、推計した上で、予測及び評価しました。</li> <li>本事業及び将来の道路ネットワークについては、沿線市の都市計画マスターplan等と整合が図られているとともに、平面交差点の位置については、安全性や円滑な交通に配慮した計画としています。</li> <li>また、本事業の整備により、緊急輸送ネットワークが強化されるとともに、周辺道路の交通混雑の緩和が図られることで、緊急車両の円滑な通行に資するものと考えています。</li> </ul>

表13.1-1(12) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画路線は市川市大町地区の優良な梨畠地域を縦断する。この地域の梨畠への影響を予測評価すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の項目については、平成30年8月に公表した方法書に示したとおり、国土交通省令等を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性、地域特性及び専門家等による技術的助言を踏まえて検討し、動植物や生態系の自然環境、大気質や騒音などの生活環境に関わる計14項目を選定しており、その予測及び評価結果については、準備書に示すとおりです。</li> </ul>

## 13.2 準備書について千葉県知事の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十条第一項に基づく環境影響評価準備書についての千葉県知事の意見と都市計画決定権者の見解を表13.2-1に示します。

表13.2-1(1) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般事項	環境影響評価書の作成に当たっては、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省 令第10号）」のほか、道路事業において環境影響評価を行う場合の一般的な技術手法を示した最新の「道路環境影響評価の技術手法（国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）」等の内容を踏まえて環境影響評価の結果を適切に取りまとめること。	・環境影響評価書の作成に当たっては、関係省令のほか、道路環境影響評価の技術手法等に基づき、環境影響評価の結果を取りまとめました。
	本事業は、工事着手及び供用開始の時期が確定されていないことから、事業の実施までに交通の状況や希少動植物の生息・生育状況等に変化が生ずる可能性がある。また、詳細な工事計画及び道路構造が明らかではなく、予測の不確実性が大きいことから、事業計画が具体化した段階で予測条件等を確認し、その結果を踏まえて予測及び評価を見直し、必要な環境保全措置及び事後調査を検討するとともに、その内容を公表すること。	・事業実施段階において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が見込まれる場合には、事業実施前に環境の状況を踏まえ、予測条件等を確認した上で、予測及び評価を見直し、必要な環境保全措置及び事後調査を検討し、その内容を公表します。
	複数の案の比較検討及び実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されているかどうかを検証するとともに、その内容を明らかにすること。	・環境保全措置については、道路環境影響評価の技術手法をもとに、検討しています。また、事業実施段階において必要に応じて、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されているかどうかを検証するとともに、その内容を明らかにします。 ・検討内容については、評価書資料編第1章共通事項に記載しました。
	環境保全措置の具体化に当たっては、最新の知見を踏まえるとともに、関係市とも十分に協議し、措置の内容を検討すること。	・環境保全措置の具体化に当たっては、最新の知見を踏まえ、必要に応じて関係市とも十分に協議し、措置の内容を検討します。
	検討過程及び結果を公表するなど、事業の透明性及び客観性を確保すること。	・検討結果については、工事説明会等において公表するなど、透明性及び客観性の確保に努めます。

表13.2-1(2) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般事項	本事業は、市街地において幹線道路の整備を行うものであり、事業区域周辺の生活環境への影響が懸念されることから、地域住民等に対し、工事中及び供用後に説明会を開催するなど、事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容等について、丁寧に説明すること。また、地域住民等の環境の保全の見地からの意見があった場合は、丁寧に回答するとともに、必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容等については、工事説明会等において、丁寧な説明に努めます。</li> <li>また、地域住民等の環境の保全の見地からの意見があった場合には、丁寧に回答するとともに、必要に応じて適切な措置を講じます。</li> </ul>
	本意見及び環境影響評価書の内容が適切に履行されるよう、事業者に引き継ぐこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本意見に対する見解及び環境影響評価書の内容が適切に履行されるよう、事業者に引き継ぎます。</li> </ul>
大気環境 (大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等)、騒音及び超低周波音並びに振動)	自動車の走行に係る影響について、本道路に接続する東京外かく環状道路及び一般国道298号も考慮して大型車混入率を適切に設定の上、改めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型車混入率の設定については、本事業は、東葛地域および北総地域の東西方向の骨格となる道路である点を考慮し、一般国道6号、一般国道14号、一般国道16号の交通量をもとに設定し、予測及び評価していますが、本環境影響評価の段階において予測し得なかつた著しい環境への影響が生じた場合には、適切な措置を講じます。</li> </ul>
大気質	自動車の走行及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、予測に用いるバックグラウンド濃度は、予測対象道路以外の移動発生源、固定発生源、群小発生源及び自然界等全てに由来する大気質濃度に相当するものとして、将来の土地利用及び排出規制の状況等から将来濃度を推定する手法等により適切に設定の上、改めて予測及び評価を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書第10章10.1大気質に示すとおり、予測に用いたバックグラウンド濃度については、予測対象道路以外の移動発生源、固定発生源、群小発生源及び自然界等全てに由来する大気質濃度に相当するものとして適切に設定した上で、予測及び評価しています。</li> <li>バックグラウンド濃度については、評価書第10章10.1大気質に記載し、明確かつ分かりやすい表現に修正しました。</li> <li>バックグラウンド濃度の測定地点の詳細については、評価書資料編第2章大気質に記載しました。</li> </ul>
	建設機械の稼働に係る粉じん等について、一般に散水による飛散防止効果は、水量及び頻度等によって大きく異なるため、十分な効果が得られない場合は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、事後調査を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事状況を踏まえ、十分な効果が得られるように散水を実施します。</li> <li>なお、予測し得なかつた著しい環境への影響が生じた場合には、防塵シートの敷設など工事の現場条件に応じた適切な措置を講じます。</li> </ul>

表13.2-1(3) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音及び超低周波音	自動車の走行に係る騒音について、2014年に公表された予測モデル（ASJ RTN-Model2013、一般社団法人日本音響学会）により予測が行われているが、2019年に公表された最新のモデル（ASJ RTN-Model2018、同学会）では、トンネル坑口周辺部や信号交差点部の予測計算方法など、最新の知見を踏まえて必要な見直しが図られていることから、当該予測モデルを用いて、改めて予測及び評価を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の走行及び工事用車両の運行に係る騒音については、ASJ RTN-Model2018 を用いて、再度予測及び評価しました。</li> <li>予測及び評価の結果については、評価書第10章 10.2 騒音に記載しました。</li> </ul>
水質（水の濁り）、水文環境（河川及び地下水）及び地盤（地盤沈下）	<p>水の濁りについて、環境影響の程度が明らかでないことから、公共用水域に排出する工事排水の管理目標値の水準等を設定するなどした上で、方法書に記載のとおり、事例の引用又は解析による手法により、できる限り定量的に予測し、客観的に評価を行うとともに、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。</p> <p>地下水位は、一般に利水や降水等による季節変動が生ずるが、地下水位観測の現地調査の期間が令和元年8月から11月までの4か月間に限定され、十分ではないことから、季節変動を考慮した適切な期間で調査を実施するとともに、その結果も踏まえ、河川流量、地下水位及び地盤沈下について、改めて予測及び評価を行うこと。</p> <p>河川流量、地下水位及び地盤沈下について、地下式の道路部及び掘削工事等を行う区間は、地下水流向の遮断等による影響が懸念されることから、その全域において予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施段階において、環境保全措置の規模や配置等の詳細を検討した上で、適切な措置を講じます。</li> <li>地下水位の観測については、季節変動を考慮し、令和元年8月から令和2年7月までの約1年間の観測を実施しました。</li> <li>また、水文環境及び地盤については、その結果を踏まえ、再度予測及び評価しました。</li> <li>地下水位の観測結果や予測及び評価の結果については、評価書第10章 10.6 水文環境及び 10.7 地盤に記載しました。</li> <li>評価書第10章 10.6 水文環境及び 10.7 地盤に示すとおり、河川流量、地下水位、地盤沈下の影響については、地下式の道路部及び掘削工事における地中連続壁設置区間を対象として、予測及び評価し、必要な環境保全措置を講じています。</li> <li>対象区間については、評価書第10章 10.6 水文環境及び 10.7 地盤に記載し、明確かつ分かりやすい表現に修正しました。</li> </ul>
	河川流量、地下水位及び地盤沈下について、予測地域全域における地下水位、地質・水理及び土質等の状況が十分に明らかではなく、予測の不確実性が大きいことから、工事中及び供用後の事後調査を行い、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川流量、地下水位及び地盤の状況については、施工中のモニタリングにより状況を把握し、その結果を踏まえ、適切に措置を講じます。</li> </ul>

表13.2-1(4) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物及び生態系	動物及び植物について、重要な種の生息・生育環境の消失する面積及び生息・生育基盤の分断される区間を明らかにした上で、できる限り定量的に予測し、地域における希少性及び重要性も踏まえて客観的に評価を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書第10章10.9動物に示すとおり、動物については、重要な種の生息環境の消失する面積及び生息基盤の分断される区間を明らかにした上で、地域における希少性及び重要性を踏まえ、予測及び評価し、環境保全措置を講じます。</li> <li>評価書第10章10.10植物に示すとおり、植物については、重要な種の生育環境の消失状況や直接改変区域からの離隔などの生育基盤の状況を明らかにした上で、地域における希少性及び重要性を踏まえ、予測及び評価し、環境保全措置を講じます。</li> </ul>
	現地調査で確認されたツノハシバミ及びヤマブドウは、これまで千葉県において確認されていない種であることから、同定及び生育状況を確認し、自生（植栽及び逸出を除く。）している場合は重要種に含めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツノハシバミ及びヤマブドウについては、現地調査の再確認状況及び確認箇所の土地利用状況から、植栽もしくは逸出として取り扱います。</li> <li>確認結果については、評価書資料編第8章植物に記載しました。</li> </ul>
	現地調査で確認されたオオバノハチジョウシダ、カンアオイ、カスミザクラ、シラキ及びヒメユズリハは、既存の文献において、おおむね南房総地域に分布が限定され、事業区域及びその周辺において確認されていない種であることから、同定及び生育状況を確認し、自生（植栽及び逸出を除く。）している場合は重要種に含めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>オオバノハチジョウシダ、カンアオイ、カスミザクラ、シラキ及びヒメユズリハについては、現地調査の再確認状況及び確認箇所の土地利用状況から、植栽もしくは逸出として取り扱います。</li> <li>確認結果については、評価書資料編第8章植物に記載しました。</li> <li>また、カスミザクラについては、評価書第10章10.10植物の予測対象種から選定を除外しました。</li> </ul>

表13.2-1(5) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物及び生態系	移植について、移植方法や種の特性によって活着が困難な場合があることから、高い活着率を確保できるよう、種ごとに生育環境として適切な移植場所を確保すること。また、リスク分散のため、複数の移植時期及び移植場所を設定するとともに、苗圃における播種によって移植個体の増殖を図るなどの措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書第10章10.10植物に示すとおり、移植については、既存の知見及び事例、専門家等の意見を参考に実施しますが、高い活着率が得られるよう、種ごとに生育環境として適切な移植場所を確保します。</li> <li>また、移植時期、移植場所については、移植対象種ごとの生態に注意した上で、適切に設定します。</li> </ul>
	生態系について、生態系区分ごとの面積、生息・生育基盤が消失する面積及び生息・生育基盤の分断される区間を明らかにした上で、できる限り定量的に予測し、地域における希少性及び重要性も踏まえて客観的に評価を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系については、生態系区分ごとの面積を新たに算出し、再度予測及び評価しました。</li> <li>予測及び評価の結果については、評価書第10章10.11生態系に記載しました。</li> <li>生態系区分ごとの面積の詳細については、評価書資料編第8章植物に記載しました。</li> </ul>
環境監視 (環境の状況等を継続的に把握するための調査・測定等)	自動車の走行及び建設機械の稼働に係る騒音について、予測値が環境基準値と同程度又はそれ以上の予測地点があり、周辺の生活環境への影響が懸念されることから、環境監視を行い、必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存道路の影響において基準値を超過している点については、住居等の立地状況や交通量の変化等を踏まえ、適切な環境保全措置を実施するよう道路管理者に求めてまいります。</li> <li>評価書第10章10.2騒音に示すとおり、自動車の走行及び建設機械の稼働に係る騒音については、環境影響をできる限り回避又は低減するため、必要に応じてモニタリングや関係機関の調査結果を踏まえ、適切な措置を講じます。</li> </ul>
	事業区域周辺では、地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合しない地下水の存在が確認されていることから、工事前に掘削箇所の地下水質の調査を行い、汚染が判明した場合には、汚染されている帶水層を的確に把握した上で、適切な汚染拡散防止対策を講ずること。また、環境監視を行い、地下水汚染の拡散が確認された場合は、必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施段階において、土壤汚染対策法等関係法令に基づくとともに、本事業に起因する汚染や汚染の拡散が見込まれる場合には、適切な措置を講じます。</li> </ul>

表13.2-1(6) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他	<p>事業の実施に当たっては、周辺自治体、地域住民等からの懸念や要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方向のコミュニケーションを図るとともに、生活環境への影響はもとより、地下水、動植物など地域の環境特性にも十分留意した上で、環境保全に万全を期すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たっては、周辺自治体、地域住民等からの懸念や要望に対し、丁寧な説明を行うとともに、地域の環境特性にも十分留意した上で、環境の保全に努めます。</li> </ul>
	<p>環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、地域住民等の利便性の向上に努めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の環境影響評価書については、印刷や縦覧期間後の県ホームページでの閲覧を可能とします。</li> </ul>